

不利益処分の処分基準 総括表

No	法令名	根拠条項	不利益処分の内容	基準
1	教育職員免許法	第11条	免許状の取上げ	未設定

不利益処分基準整理表

所管名

教育庁義務教育課

不利益処分の項目	教育職員免許状の取上げ
根拠法例・条項等	教育職員免許法第11条
法令の定め	<p>1 国立学校又は私立学校の教員が、前条第1項第2号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。</p> <p>2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。</p> <p>一 国立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。</p> <p>二 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき</p> <p>3 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。</p> <p>4 前3項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。</p> <p>5 前条第2項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。</p>
審査基準の内容	<p>事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難なため、審査基準を設定しない。</p>